

がん診療拠点病院について【県指定】

がん医療の均てん化の推進ならびに県民の安心かつ適切ながん医療が提供できることを目的として、愛知県独自の「がん診療拠点病院」の整備を進めております。

平成23年4月1日より、新たに「独立行政法人労働者健康福祉機構 中部労災病院」が指定され、県指定病院は6病院になりました。

15の国指定病院とともに、拠点病院相互の連携協力を図り、地域の医療機関への診療支援に努めてまいります。

《主な指定要件》

平成20年3月1日付け「がん診療連携拠点病院の整備に関する指針」（厚生労働省健康局長通知 健発第0301001号）に定める推薦基準を充たす病院を「愛知県がん診療拠点病院」とする。

（主な指定要件）

- ・手術、放射線療法及び化学療法を効果的に組み合わせた集学的治療
- ・化学療法、放射線療法に携わる専任の医師の配置
- ・病理に携わる専従の医師の配置
- ・標準登録様式による院内がん登録の実施
- ・緩和ケアチームと緩和ケア外来の設置圏域
- ・厚生労働省の定めるプログラムに準拠した緩和ケア研修会の開催

愛知県内のがん診療連携拠点病院の所在地

